

特定非営利活動法人 住まいのホームドクター／設計者の会 設立趣旨書

1. 趣 旨

建築基準法第1条で建築物は「国民の生命・健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」とあるように、住宅は人の生命身体の安全を守ることを基本的役割としており、人間らしい生活を営むための基盤となるものであり、安全な住宅に居住することは、まさに基本的人権のひとつであります。

しかし現在、リフォーム工事や新築工事で無責任な設計・施工による消費者被害の発生は大きな社会問題となっています。

顧客無視の設計による被害者、悪質な工務店の手抜き工事やハウスメーカーの利潤追求のみに走る住宅づくりによる被害者、何の技術も資格も持たない事業者でも500万円未満の工事費であればリフォーム工事会社が開業できるため営業マンを雇い入れ、宣伝広告をして工事の受注さえできればよいとの事業者による数多くの被害者がいます。その被害は住む人の健康、生命、安全性に関わっています。政府は「住宅品質確保促進法」や「中間検査」を新たに設け、対処することにしました。しかし、そうした被害の発生の原因は元請けから下請けに流す建築生産の重層構造、事業者のモラル・技術の低下にあり、これを正さない限りなくなるものではありません。

建築士は顧客の利益を守ることは当然の義務であります。

本会は、住まいをリフォームまたは新築する消費者が不当不正な設計・施工による被害者とならないために、職能者としての使命感と専門的な知識、技術、経験を活かし、住まいづくりの総合的な支援ができる建築士やこの問題に関心のある研究者等に呼びかけ、設立するものです。

2. 申請に至るまでの経緯

任意団体「住まいのホームドクター／設計者の会」は、愛知県・岐阜県・静岡県内に設計事務所を構える建築士256名が入会し、平成15年8月29日160名が参加した設立総会により発足しました。

設立主旨は、悪質リフォーム業者による被害者とならないために建築士としての知識・技術・経験を消費者に提供し、特にリフォームの被害防止に努めることとしました。

設立後は、消費者を対象とした無料電話相談窓口の開設、相談者の現場調査。会員の技術研鑽のための建築時術実践講座(1回/月)等の開催及び「住まい・環境・まちづくり コラボレーション広場」への参加による各種団体との連携を図ってきました。

この度、住まいづくりの総合的な支援の観点から、平成16年8月末を目途に任意団体「住まいのホームドクター／設計者の会」を解散し、リフォームのみならず新築も対象とする「特定非営利活動法人 住まいのホームドクター／設計者の会」に改組することとなりました。

平成16年5月7日

特定非営利活動法人 住まいのホームドクター／設計者の会
理事長 田邊 尚美
岐阜県岐阜市長森本町2丁目13番7号